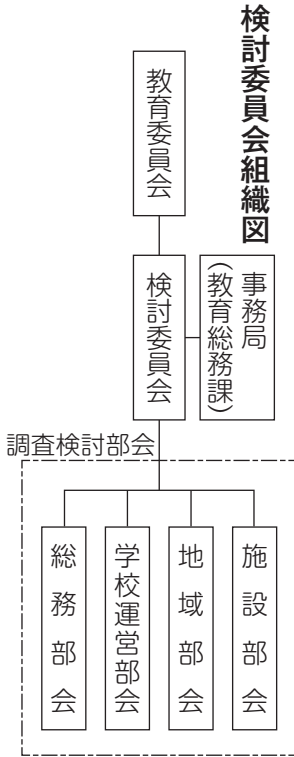


シリーズ 新中学校開校通信

—その6—

町教育委員会では、令和2年11月に「新中学校開校検討委員会」を立ち上げ、令和5年4月の開校を目指して検討を進めています。



調査検討部会で、開校に向けた課題の検討を行います。検討委員会では、部会の検討結果について協議し、教育委員会に提言・報告していきます。今回は、各部会について、それぞれの検討項目や現在の状況についてお伝えします。

総務部会

●検討項目

- ・ 学校名、校歌、校章、式典

8月に実施した校名募集の応募結果を基に、校名の選定作業を行っています。

学校名が決定したら、校章のデザイン募集などを行う予定です。

学校運営部会

●検討項目

- ・ 教育目標、教育課程の編成
- ・ 学校組織、学校行事
- ・ 生徒会、部活動、交流学習

統合前の交流学習について、

いっ、どんな交流を行うか、内容を検討しています。来年度には教育課程の編成を行います。

地域部会

●検討項目

- ・ PTA組織
- ・ 通学路、通学方法
- ・ 制服、体操服

10月に実施した、制服・体操服のアンケート結果を参考にしながら、選定基準や選定方法を検討しています。

今後は、児童生徒や保護者の皆さんにもサンプルを見ていただくなどしながら、制服・体操服の選定を行っていきます。

施設部会

●検討項目

- ・ 施設改修
- ・ 備品、保存文書、移転計画

新中学校の教室の配置案の検討、トイレや水飲み場の増設、教室や廊下の内装改修など、来年度の工事実施に向けて検討を行っています。

●お問い合わせ

教育総務課
中学校統合準備室
☎22-53361

国民年金保険料に納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

○控除対象

控除の対象となるのは、令和3年中（令和3年1月1日から令和3年12月31日）に納めた保険料の全額です。

令和3年中に納めたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。

○控除に必要な書類

社会保険料控除の適用を受けるためには、年末調整や確定申告の際に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（または領収証書）を添付する必要があります。

○支払方法

国民年金保険料に納め忘れがある場合は、納付書を使用して金融機関、郵便局、コンビニ

ストアから納付しましょう。
※コンビニエンスストアから納付される場合は、証明書の発行までに時間が掛かる場合があります。

○扶養家族などの保険料

ご家族（配偶者やお子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除を受けることができます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。



●お問い合わせ

竜王年金事務所 国民年金課
☎055-278-1104